

埼玉県ネイチャーポジティブ推進分科会規約

(名称)

第1条 本分科会は埼玉県 SDGs 官民連携プラットフォーム（以下、「プラットフォーム」という。）設置要綱第6条及び同分科会規約に基づく分科会とし、「埼玉県ネイチャーポジティブ推進分科会」と称する。

(目的)

第2条 本分科会は、持続可能な社会に不可欠なネイチャーポジティブの実現に向けて、中小企業等の県内企業や行政、環境保全団体等の多様な主体が相互に交流し、連携・協働する取組を促進することを目的とする。

(事業)

第3条 本分科会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) ネイチャーポジティブに係る先進事例等の情報提供と情報発信
- (2) 県内企業と市町村、環境保全団体等との交流の機会の創出
- (3) 県内企業と市町村又は県内企業間等のマッチングを踏まえた県内企業のネイチャーポジティブに係る取組の促進と支援
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本分科会の会員は、第2条の目的に賛同する、埼玉県 SDGs 官民連携プラットフォーム会員、県内に事業所を有する企業、経済団体、環境保全団体及び市町村等とする。

2 次の各号のいずれかに該当するものは、本分科会に入会することができない。

- (1) 役員等（会員が個人である場合にはその者を、会員が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは請負契約を締結する事務所の代表をいう。以下、この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、この項において「暴力団員」という。）であると認められるもの。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が運営に実質的に関与していると認められるもの。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるもの。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの。

3 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員を除名することができる。

(1) この規約に違反又は本会の信用を著しく害したとき

(2) 解散又は営業を停止したとき

(3) 前項に該当することが判明したとき

(4) 事務局と会員との間で、電話、Eメール、手紙等による連絡が取れなくなり、その期間が1年を超えたとき

(5) その他本会の運営にあたって重大な支障が生じると認められたとき

(入会等)

第5条 本分科会に入会しようとする者は、入会申込書を事務局に提出しなければならない。

2 入会申込書に記載した事項を変更する場合は、変更する事項を記載した書面等を速やかに事務局に提出しなければならない。

(退会)

第6条 本分科会を退会しようとする者は、退会を希望する旨を記載した書面等を事務局に提出しなければならない。

(アドバイザー)

第7条 第2条の目的を達成するため、アドバイザーを置くことができる。

(事務局)

第8条 本分科会に事務局を置く

2 事務局は、埼玉県環境部みどり自然課に置く。

(費用等)

第9条 本分科会に要する費用は、原則として各会員の自己負担とする。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、本分科会の運営等に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。